

都道府県におかれては、関係各府省庁とも連携を図りつつ、感染拡大地域におけるクラスターの発生が懸念される職場に関して、地域の実状に応じ、個別の事業所に対する重点的な働きかけをお願いします。



事 務 連 絡
令和 3 年 6 月 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

職場における積極的な検査等の実施について

平素より大変お世話になっております。

職場における感染拡大防止については、これまでも、各都道府県において、業種別ガイドラインの遵守徹底等を通じた対策を推進いただいているところです。

今回、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年5月28日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）にて、「政府は、クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、（略）職場においても、健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査を実施するよう促し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する」とされたところです。

このため、関係府省庁に対しては、職場における抗原検査簡易キット等を活用した積極的な検査等を実施する際の実施手順を別添のとおり取りまとめた上で、所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等に対し、別添の実施手順を参考にしつつ、積極的な取組がなされるよう、周知・働きかけの依頼を行ったところです。

特に、感染拡大地域において、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境（労働集約的環境）や、寮・宿日直等従業員同士が寝食等の場を共有する場で生活する環境など、従業員同士等の濃厚接触が生じやすい環境にあり、これまでのクラスターの発生状況等を踏まえ、クラスターの発生が懸念される職場に関しては、都道府県におかれては、関係各府省庁等とも連携を図りつつ、地域の実状に応じ、当該職場に関する個別の事業所に対する重点的な働きかけをお願いします。（なお、別添の実施手順における「初動対応における接触者」の特定に当たっての具体的基準や、感染拡大地域において当該者に対するPCR検査等を行

政検査として取り扱う際の詳細等については改めてご連絡します。)

●本事務連絡全般に関する問い合わせ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部（検査
班 職場の検査担当）

TEL: 03-3595-3536

MAIL: shokuba@mhlw.go.jp

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室（総括班）

担当者: 清水、山口

TEL: 03-6257-1309

MAIL: aki.shimizu.r5a@cas.go.jp

hirokazu.yamaguchi.v5v@cas.go.jp